

## 国連子どもの権利委員会第 80 会期 日本審査

2019 年 1 月 16 日 ハゾヴァ委員の発言

また、異なった家族環境と代替的養護の問題に戻ることになり、申し訳ありません。私は、日本で一般に親子関係がどのように法律で規制されているのか、そして、代替[養護の]システムが、とりわけ子ども個別の利益に関わる問題において、どのように組織されているかに関し、政府代表団にはっきり申し上げなければならないという、いささか難しい立場にあります。議論しなければならないことは沢山あるのですが、時間の制約のため、もっとも重要な問題に限定させていただきます。

では質問いたします。あなた方[日本政府]は、離婚する両親に共同親権を許さない規則を改正することを計画していますか。そしてその場合、監護権を持たない親が面会権をもち、子どもが、非監護または非同居親と有意義な交流をもちつづけることができる可能性を提供するように規則を改正することを計画していますか。現在の状況は、もし両親が離婚した場合、そのうちの片方の親は、子供とも同じように離縁するようです。子どもたちは、少なくとも法律上の見地から、永遠に繋がりがなくなってしまうのです。すべての結びつきは断たれ、そして非居住親の同意なしにこの子を養子に出すこともできるのです。

代替的養護に関して。求釈明書への回答では、児童福祉法が 2014 年に改正されて、家庭に基礎をおいた養護の原則が導入され、代替的養護に関する新しいビジョンは少なくとも 2017 年には 6 歳より幼い子どもたちが施設に収容されるべきではないという原則に裏付けを与えたと言っています。これは非常に称賛に値しますが、この回答はまた、専門家のパネルが、6 歳より小さな幼児の 75% が里親ないしこれと相似の環境の養護のもとにおかれる目標を 7 年以内に達成するという提言を日本政府に提出したと言っています。これはひとつの提案なのか、それとも既に採用された公認の戦略なのでしょう。若い年齢の子どもたちは基本的に、決して施設に収容すべきでないということを私たちは知っています。なのに、なぜ 75%なのでしょう。そしてなぜ 7 年もの長い時間がかかるのでしょうか。この点についてのあなた方の計画は何ですか？ 説明していただけませんか。

私たちは、非常に多くの数の子供が家族から連れ去られていることについて大変憂慮しています。日本の親にどういう間違いがあるというのですか。なぜ子どもたちが連れ去られているのですか。あなた方には、子どもの連れ去りについて明確な規準を持った明確なガイドラインがあるのですか。あなた方は、子どもの連れ去りを防ぐため、育児においてさまざまな種類の問題に直面している親に、何か社会的ないし心理的な援助をさしのべているのですか。なぜ、子どもの連れ去りの問題を、しばしば児童相談所が専ら決定し、裁判所が関与しないのですか。裁判所が関与するかもしれない場合でも、裁判所による考慮がなされるより前に子どもは最高 2 ヶ月間児童相談所に入れられているのです。この入れておく期間は長すぎるのではありませんか。子供が危険にさらされているため直ちに子どもを連れて行かなければならない場合でも、通常、裁判所の命令は、十分に早く、1日、2日、最高3日間の間に発出されるべきです。2ヶ月というのは時間がかかりすぎです。この点に関し、確実な計画はあなた方にあるのですか。

子どもが家族から連れ去られるとき、親は、意見をどんなかたちであれ明らかにできるのですか。子どもの意見はどうなのですか。全件についてです。子供が家族から連れ去られるとき、どうして子どもたちは大部分施設もしくは児童相談所の一時保護所におかれるのですか。私たちの理解によれば、施設は、しばしば一時的ではなく基本的に永続的な居所です。なぜ子どもたちは里親の元におかれぬのですか。なぜ居住施設にいる子どもは、その生みの親とコンタクトを持つことができないのですか。

最後に、児童相談所の財政はどうなっているのですか。私たちは、児相が扱う児童数に財政が依存していて、[児相の]資金量と児童数との間に相関関係があるため、より多くの児童を手に入れようとするインセンティブのようなものが相談所にあることを憂慮しています。どのようにこの制度が運営されているのか、説明していただけませんか。

そして、子の奪取について。最初に申し上げたように、日本が子の奪取に関するハーグ条約に加盟したことはたいへん賞賛に値するものとして考慮すべきですが、非常に沢山の国際結婚と異人種からなる親、そして非常に沢山の国境を越えた両親の間の争いが日本から他の国に出入りしています。私は、子の奪取に関わる調停が非常に効果的に子どもの奪取事件に関してうまくいっていること、共同の合意によって沢山の問題が解決していることを知って嬉しく思っています。しかし、私が知る限り、[ハーグ]条約の適正な運用には障害があります。な

ぜなら、国内法では、子どもを連れ去った親から子どもを強制的に連れてくる事ができないからです。それゆえ、基本的に、裁判所の返還命令は、多くの状況において実行できません。これについて、現実の状況はどうか、これを変える計画は何かないのかどうか、私たちに説明していただけますか。というのも、私の理解では、ハーグ条約の事案において、連れ去った親から子どもを連れ戻してくることは子の最善の利益にかなうものでないという基準が[日本には]あるものの、[ハーグ]条約のもとでは、子を奪取することがその子の最善の利益にかなうものではなく、子どもできるだけ早く連れ戻すことこそが子どもの最善の利益にかなっているという問題があるからです。非常に沢山の国境を越えた紛争があることを考慮するとき、1996年の子の管轄権に関するハーグ条約と、2007年の扶養に関する条約について、[日本が批准する]計画はあるのですか。

あと、養子縁組について短い質問があります。私が理解するところでは、すべての養子縁組について裁判所の決定が[日本では]必要とされていません。内的養子縁組すべてについて裁判所の審判は必要ではありません。あなた方はそれについて再考の計画がありますか。また、養子縁組について両親の同意を常に必要とするわけでないことについてはどうですか。そして、最後の質問です。国際的養子縁組の定義について、混乱があります。二国間ないし国際養子縁組についてあなた方がどう定義するか、明確にして頂けると有難いです。

有難うございます。

(和訳：児相被害を撲滅する会)